登録免許税法(昭和四十二年六月十二日法律第三十五号)(抄)

(趣旨)

第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、 指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

(納税義務者)

第三条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。(以下略) (公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税 を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。)については、登録免許税を 課さない。

(略)

別表第三 非課税の登記等の表(第四条、第三十三条関係) (抄)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
名称 十二 宗教法人	宗教法人法 (昭和二十	一 専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条(境 内建物及び境内地の定義)に規定する境 内建物の所有権の取得登記又は同条に規 定する境内地の権利の取得登記 ニ 自己の設置運営する学校(学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する幼稚園 に限る。)の校舎等の所有権の取得登記又 は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、 実習用地その他の直接に保育若しくは教 育の	第三欄の第一号 又は第二号の登 記に該当するも のであることを 証する <u>財務省令</u> で定める書類の 添付があるもの
		用に供する土地の権利の取得登記	

登録免許税法施行規則(昭和四十二年六月三十日大蔵省令第三十七号)(抄)

(略)

第四条 法別表第三の十二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に 掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法別表第三の十二の項の第三欄の第一号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同 号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地の都道府県知事 (地方 自治法第二百五十二条の十七の二第一項 (条例による事務処理の特例) の規定により 宗教法人に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長) <u>の書類</u>
- 二 法別表第三の十二の項の第三欄の第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る学校を所管する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類

宗教法人法(昭和二十六年四月三日法律第百二十六号)(抄)

(略)

(宗教団体の定義)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及 び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(境内建物及び境内地の定義)

第三条 この法律において<u>「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」と は、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要 な当</u>該宗教法人に固有の土地をいう。

- 一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務 庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物 及び工作物(附属の建物及び工作物を含む。)
- 二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地(立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。)
- 三 参道として用いられる土地
- 四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地(神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。)
- 五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地
- 六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地
- 七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地